

2024年度世田谷区障害児・ 障害者施設職員職層研修 (初任者) その2

日々の支援のあり方について

相模女子大学 狩野晴子

動画のねらい

- 職員としての姿勢、コンプライアンス（法令順守）
→ 障害者虐待防止法について学ぶ
- 日々の支援で、利用者の方とどう接するか、事例を通して考える
→ 障害特性、個人のライフヒストリー、それぞれの思いをどう理解していくか
- 障害者支援のこれからの動きを理解して、自分の仕事にも反映させていく

1. 障害者虐待防止法について

①障害者虐待防止法の概要

4

- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)
- 2012(平成24)年10月1日 施行
- 目的
 - ▣ 虐待の**禁止、予防、早期発見**
 - ▣ 虐待を受けた**障害者の保護**
 - ▣ **養護者の負担の軽減**

虐待の行為者

- **養護者**による障害者虐待
 - 障害者を現に養護する者
 - = 在宅で障害者をする家族、親族、同居人など
- **障害者福祉施設従事者**等による障害者虐待
 - 施設職員、相談員、ホームヘルパーなど
- **使用者**による障害者虐待
 - 障害者を雇用する事業主、経営担当者など

障害者虐待の行為の区分

種類	内容	例示
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること、 正当な理由なく障害者の身体を拘束すること	殴る、蹴る、食べられないものを食べさせる、縄で縛る
性的虐待	障害者に対してわいせつな行為をすること、または障害者をしてわいせつな行為をさせること	性交、性的暴力、性的行為の強要
ネグレクト（遺棄）	障害者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、 他の利用者による障害者を虐待する行為を放置すること 、その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。	栄養不良のまま放置する、病気の看護を怠る。
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、または著しい拒絶対応、不当な差別的な発言など障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	子ども扱いし自尊心を傷つける。
経済的虐待	障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること	同意を得ない年金の流用、財産の不当な処分

※児童虐待との違い → 経済的虐待の有無

身体拘束は身体的虐待

- 正当な理由のない**身体拘束**は身体的虐待に該当
- 身体拘束の具体的な内容
 - ▣ 車いすやベッド等に縛り付ける
 - ▣ 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける
 - ▣ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
 - ▣ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
 - ▣ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
 - ▣ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

障害者虐待防止等の仕組み

□ 通報義務

- 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者には、**通報義務**がある

□ 対応窓口

- 養護者、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
→ 市町村の障害者虐待防止センター(対応窓口)へ通報
- 使用者による障害者虐待
→ 市町村、都道府県障害者権利擁護センターへ通報

通報者は、虚偽の通報である場合を除き、**守秘義務違反に問われたり、解雇、降格、減給等の処分を受けることはない**



【考えよう】

障害者施設等の対応について



同じ施設の職員Aさんが、利用者Bさんの頬を叩いている場面を目撃してしまったあなた。次の対応のうち最も適切なものはどれでしょう？

- ①前後関係がわからないため判断できないと考え、しばらく様子を見る
- ②上司に相談したところ「**不適切なケア**」と判断され、施設内の虐待防止委員会で事実確認の上、改善方法を検討することとなった
- ③市町村の障害者虐待対応窓口(市町村障害者虐待防止センター)に通報する

【おさらい】 障害者虐待防止等の仕組み

□ 通報義務

- 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者には、通報義務がある

□ 対応窓口

- 養護者、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
→ 市町村の障害者虐待防止センター(対応窓口)へ通報
- 使用者による障害者虐待
→ 市町村、都道府県障害者権利擁護センターへ通報

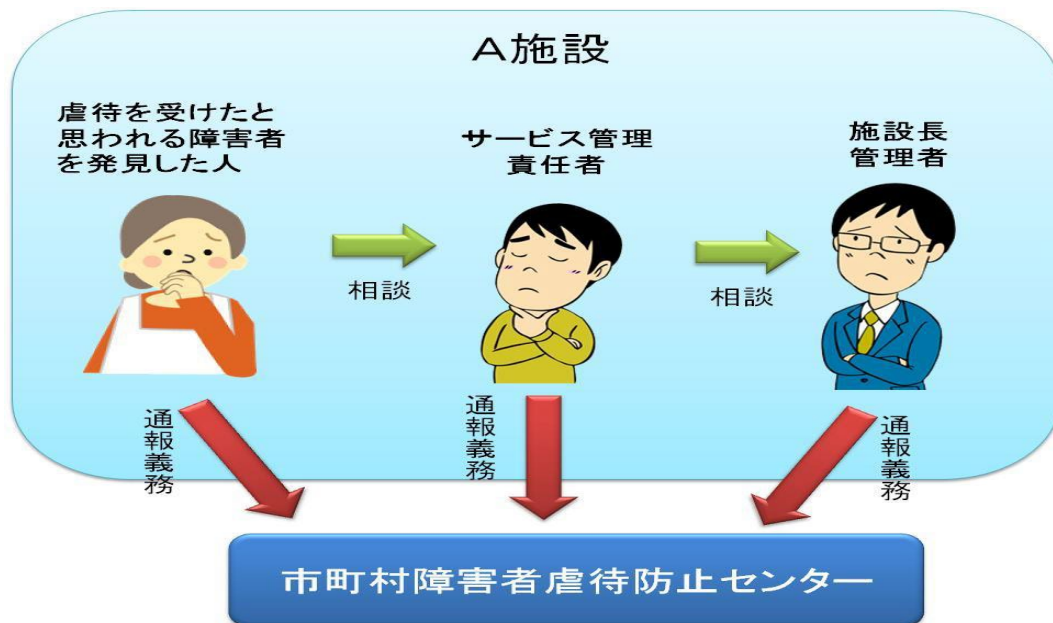
【ポイント】

- ・虐待の確証がなくても通報してよい。
- ・通報は義務です
- ・通報はすべての人を救う！！



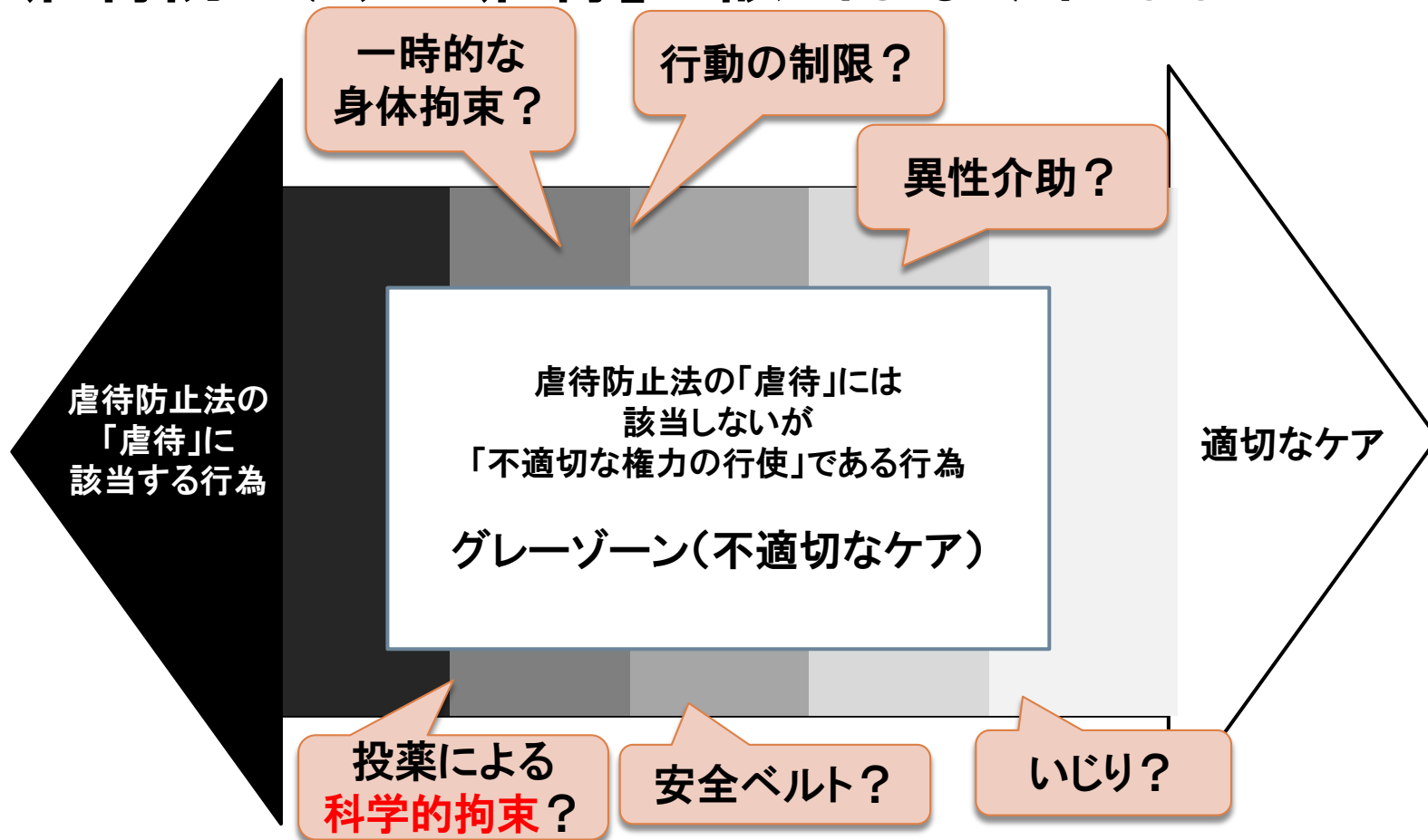
誰もが通報義務を有する

- 通報の段階で虐待か否かの判断は不要
- 市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなる
- 発見者だけでなく、相談を受けた管理者等にも通報義務が発生する



虐待防止法を超えて

□ 虐待防止法の「虐待」に該当しなければよいのか？



2. 虐待の実態

障害者虐待の実態

障害者虐待事例への対応状況等

対応調査:経年グラフ (mhlw.go.jp)

		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021年 度	2022 年度
養護者による障害者虐待	相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650
	虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123
	被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
	虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
	被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352
使用者による障害者虐待	相談・通報件数(事業所)	303	775	985	1,325	1,316	1,483	1,656	1,458	1,277	1,230	1,230
	虐待判断件数(件)	133	253	299	507	581	597	541	535	401	392	430
	被虐待者数(人)	194	393	483	970	972	1,308	900	771	498	502	656

※厚生労働省「都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」(各年版)をもとに作成。

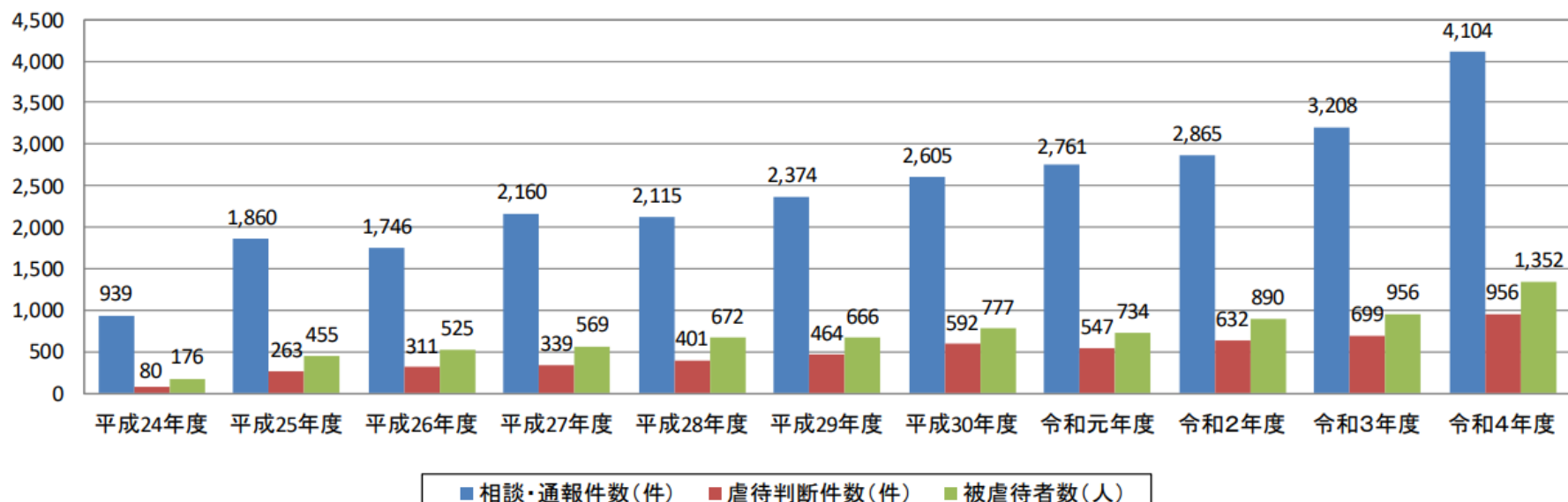
2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和4年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件であり、令和3年度から増加(3,208件→4,104件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は956件であり、令和3年度から増加(699件→956件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は1,352人。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352

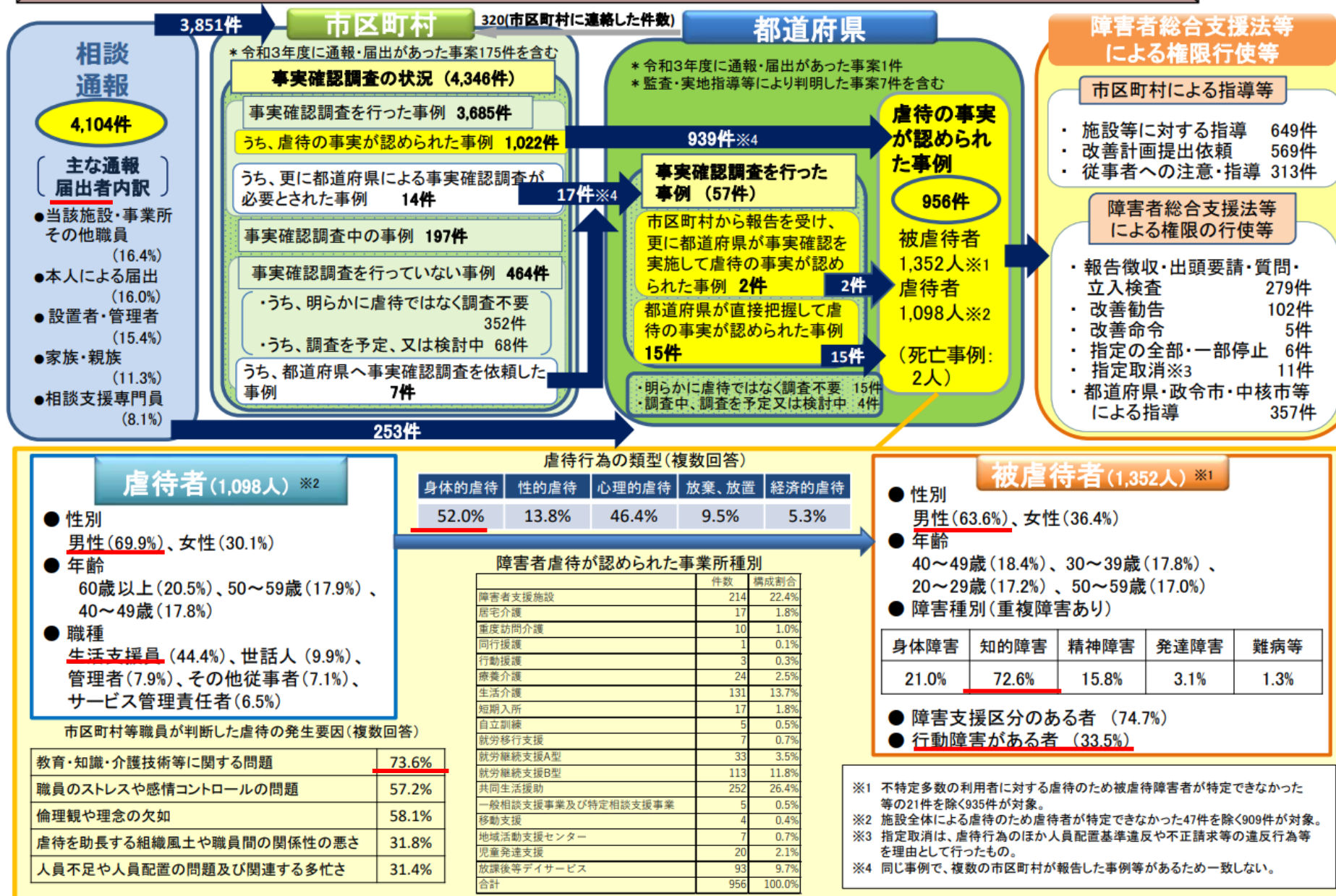
*被虐待者が特定できなかった事例を除く

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和4年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



障害者施設における虐待の実態

(令和4年度障害者虐待対応状況調査の結果より)

- 施設職員(生活支援員44.4%)による虐待
- 通報件数に対し、わずか2割の認定率
- 被害者の約7割が知的障害
- 居住施設での発生が2割を超える
 - 障害者支援施設 214件 22.4%
 - 共同生活援助 252件 26.4%
- 虐待行為の類型(複数回答)
 - 身体的虐待52.0%
 - 心理的虐待46.4%
 - 性的虐待13.8%

3.事例検討

これって指導？それとも虐待？

- こんな支援を見たらどうしますか？
- Aさん(30歳)自閉的な傾向を持つ知的障害があり、現在就労支援B型事業所に通所しています。作業は室内での組み立て作業や施設の商品の役所内での販売業務などを10年以上しています。
- とてもまじめで、仕事をきちんとこなす人ですが、時々気に入らないこと(大きな音がしたり、他の人が騒いだりすることなど)があると、急に周囲の利用者やスタッフに頭突きをすることがあります。
- そのために打撲した人もいて、なんとかこの頭突きをやめさせたいと施設では皆が考えています。

施設でのAさんの支援例

- 施設では、頭突きをしないようにAさんに様々な働きかけをしていますが、なかなか頭突きは解消されません。
- そのような中で、Bさんは「頭突きは痛いよね」と、Aさんに対して手加減は少し加えるものの、自ら頭突きをして、それが相手に対して怖いこと、痛いことをAさんに身をもって知ってもらおうと、頭突きが出た後に、別室で指導をしています。
- Bさんのこの支援をどう考えますか？これは虐待にあたるでしょうか。

虐待に当たる可能性が高い

- この事例について考えてみてください。
- なぜ虐待にあたるのでしょうか？
 - この場合、身体的虐待、心理的虐待に当たる可能性があります。
- どうしたらいいと思いますか？どんな対応が考えられるのでしょうか？
- 「問題行動」を止めるということだけでなく、Aさんをもっと知ること、なぜ頭突きという行動が出てしまうのか、もっと多面的に検討する(アセスメントする)ことが必要ではないでしょうか。

問題行動のとりえ方

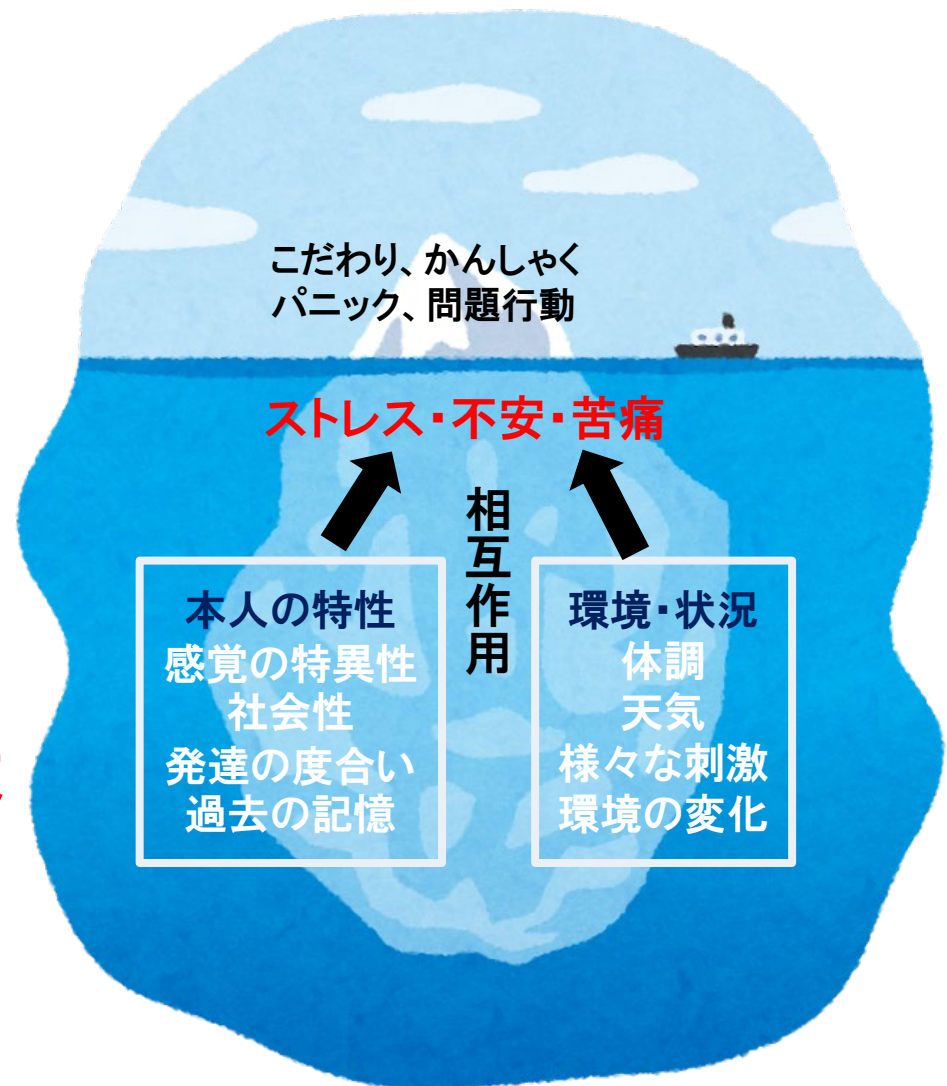
□ 氷山モデル

水面に出ている問題行動は水面下にある要因が作り出しているもの



- 本人の特性(障害の特性、発達過程、生活歴、トラウマ等)
- 環境・状況(家庭環境等)

⇒ **そこへの働きかけ、環境改善を考えていくこと**



障害を予防すること

- Aさんの事例から学ぶこと
- 人間の全体性をとらえる視点
 - ▣ 問題行動、行動障害といった部分だけに着目せずにその人全体を見ていく視点を支援者側が持つ。
 - ▣ その視点を職員全体で共有する
- チームで取り組み、対応を考えることが虐待を未然に防ぐ
 - ▣ 一人で悩み、一人で解決しようとししないこと
 - ▣ 気になる支援のあり方を見たら、躊躇せずお互い確認し合う関係性を（風通しのよい職場へ）

まとめ

- 本人主体の支援をめざして
- 権利擁護
 - ▣ 定義:「権利にかかわる法的・政治的な諸問題に関して、個人や仲間がエンパワメントする(支援を活かして、自分で選んだ、自分らしく生きる力を高める)ことを支援する一定の方法や手続きに基づく活動」
- 虐待防止がゴールではない
 - ▣ 本人の望む生活を実現するように支援することが重要
 - ▣ 自ずと虐待防止へと繋がる
- 職員のウェルビーイング
 - ▣ わからないと言える環境
 - ▣ 職員同士もストレングス視点で

